

平成 2 9 年

第 1 回西秋川衛生組合議会定例会

会 議 録

平成 2 9 年 2 月

西 秋 川 衛 生 組 合

平成 29 年第 1 回西秋川衛生組合議会  
定 例 会

2 月 2 4 日 (金曜日)

出席議員 (12 名)

1 番 合川 哲夫議員	2 番 山根トミ江議員
3 番 天野 正昭議員	5 番 中嶋 博幸議員
6 番 増崎 俊宏議員	7 番 折田真知子議員
8 番 嘉倉 治議員	9 番 清水 浩議員
11 番 中村 賢次議員	12 番 原島 幸次議員
13 番 宮野 亨議員	14 番 澤本 幹男議員

欠席議員 (1 名)

10 番 清水 満男議員

出席説明員

管 理 者	澤井 敏和君
副管理者	橋本 聖二君
副管理者	坂本 義次君
副管理者	河村 文夫君
あきる野市環境経済部生活環境課長	山本 淳史君
日の出町生活安全安心課長	濱中 修君
檜原村産業環境課長	坂本 政人君
奥多摩町住民課長	天野 成浩君

事務局出席説明員

事務局長	古山 尚志君
事務局次長	田中 昭二君
管理係長	天野 博明君
庶務係長	乙訓 茂君

平成29年第1回西秋川衛生組合議会定例会議事日程

平成29年2月24日（金）午後2時00分開議

日 程	番 号	件 名
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		諸般の報告
日程第 4	専決第 1 号	専決処分した西秋川衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認について
日程第 5	議案第 1 号	平成28年度西秋川衛生組合構成市町村負担金の変更について
日程第 6	議案第 2 号	平成28年度西秋川衛生組合会計補正予算（第2号）
日程第 7	議案第 3 号	平成29年度西秋川衛生組合構成市町村負担金について
日程第 8	議案第 4 号	平成29年度西秋川衛生組合会計予算

午後 2 時 00 分 開会・開議

○議長（合川 哲夫議員） 皆さんこんにちは。平成 29 年第 1 回西秋川衛生組合議会定例会の開会にあたりまして、一言を御挨拶を申し上げます。

この 2 月も余すところあと数日となりましたが、まだまだ寒い日が続いております。体調管理には十分注意して、議会活動に当たっていただきたいと思います。

また公私とも御多忙中、定例会に御参集をいただき開会できますことに対し、心から御礼を申し上げます。

さて、本日の定例会に提出される諸議案につきましては、後ほど管理者から説明がございますが、議員各位におかれましては円滑に議事が進められるよう、御審議いただきたくお願いを申し上げます。

また、本定例会終了後、議員全員協議会を開催しますのであわせてお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

本日、清水満男議員より欠席の届出がありましたので御報告いたします。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりでありますので、朗読は省略いたします。

————— ◇ —————

○議長（合川 哲夫議員） それでは日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は西秋川衛生組合議会会議規則第 79 条の規定により、議長において、9 番清水浩議員、11 番中村賢次議員を指名いたします。

————— ◇ —————

○議長（合川 哲夫議員） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日 1 日といたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

————— ◇ —————

○議長（合川 哲夫議員） 日程第 3、諸般の報告をいたします。

議長としての報告を行います。

管理者から付議された案件は、専決 1 件、議案第 1 号から議案第 4 号までの 5 件でございます。

また、関係議案の資料につきましても配付のとおりでございます。



○議長（合川 哲夫議員） 次に管理者から発言の申し出がありますので、許可いたします。管理者。

○管理者（澤井 敏和君） 平成 29 年第 1 回西秋川衛生組合議会定例会が開催するに当たりまして御挨拶を申し上げます。

暦の上では春ですが、まだまだ冷え込みも厳しい日々が続いております。議員の皆様方におかれましては、市町村議会も近づく多忙の中にもかかわらず本定例会に御参集を賜りましてまことにありがとうございます。

本日の案件は職員の給与に関する条例改正の報告及び承認のほか、平成 29 年度会計予算をはじめとする議案 4 件をご提出しております。

内容につきましては順次御説明させていただきますので、よろしく御審議の上、お願いを申し上げます。

さて、し尿処理施設の更新に係る汚泥再生処理センター整備工事も去る 1 月 17 日の起工式をもって現場での作業に着手しており、機器類等の工場製作も既に発注しているとの報告を受けております。

今後既存施設の解体を含め、平成 31 年 3 月末までの長期間の工事となりますが、最後まで事故を起こさないよう最善の注意を払い、安心安全を第一に整備を行っていく所存でございます。

また、工事の進捗状況につきましては逐次組合議会へ報告することを申し上げまして、簡単ではございますが挨拶、並びに近況の報告とさせていただきます。

貴重なお時間をいただきまして本当にありがとうございました。



○議長（合川 哲夫議員） 日程第 4、専決第 1 号、専決処分した西秋川衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認についての

件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。管理者。

- 管理者（澤井 敏和君） ただいま上程されました専決第 1 号について御説明を申し上げます。

本件につきましては、東京都人事委員会の勧告に伴う、あきる野市職員の給与改定に準じ、規定を整備する必要が生じたため、平成 28 年 11 月 30 日をもって専決処分をいたしましたので御報告を申し上げ、承認を求めるものでございます。

内容につきましては事務局長から説明させますので、よろしく御審議の上、皆様方の御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（合川 哲夫議員） 事務局長。

- 事務局長（古山 尚志君） それでは御説明させていただきます。

議案書をごらんいただきたいと思います。

専決第 1 号議案書の裏面が専決処分書になります。その右側ページが具体的な改正条文となっております。

本件につきましては、東京都人事委員会の勧告に伴う、あきる野市の職員の給与改定に準じて、職員給与の改定のため、条文の規定を改めたものでございます。

初めに、第 1 条で、今回の勧告で示された勤勉手当 0.1 カ月分の増加分を平成 28 年において、12 月期の勤勉手当で引き上げるため、例規集 401 ページの 2 第 23 条第 2 項第 1 項中、「100 分の 85」を「100 分の 95」に、「100 分の 105」を「100 分の 115」に、「100 分の 115」を「100 分の 125」に改め、同項第 2 号中、再任用職員の勤勉手当についても 0.05 カ月分引き上げ、「100 分の 40」を「100 分の 45」に、「100 分の 50」を「100 分の 55」に改めました。

次に第 2 条につきましては、勤勉手当 0.1 カ月分の増加分を平成 29 年以降は 6 月期と 12 月期に配分するため、先ほど改定について御説明したとおり、改正後の第 23 条第 2 項第 1 項中の「100 分の 95」を「100 分の 90」に、「100 分の 115」を「100 分の 110」に、「100 分の 125」を「100 分の 120」に改め、再任用職員の引き上げ分の勤勉手当 0.05 カ月分についても同項第 2 号中「100 分の 45」を「100 分の 42.5」に、「100 分の 55」を「100 分の 52.5」に改めるものでございます。

次に附則でございますが、第 1 条の規定につきましては、平成 28 年 12 月 1 日から施行し、第 2 条の規定につきましては、平成 29 年 4 月 1 日から施行するものでござい

ます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（合川 哲夫議員） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 質疑なしと認めます。

これより専決第 1 号、専決処分した西秋川衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。



○議長（合川 哲夫議員） 日程第 5、議案第 1 号、平成 28 年度西秋川衛生組合構成市町村負担金の変更についての件及び日程第 6、議案第 2 号、平成 28 年度西秋川衛生組合会計補正予算（第 2 号）の 2 件を一括議題といたします。

これより提出者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（澤井 敏和君） ただいま一括上程されました議案第 1 号及び第 2 号について御説明を申し上げます。

議案第 1 号につきましては、平成 28 年度の西秋川衛生組合構成市町村負担金を 3,590 万円を減額し、変更後の負担金の総額を 9 億 360 万 4,000 円とするものでございます。

次に議案第 2 号は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の補正額はそれぞれ 4,077 万 9,000 円を減額し、補正後の予算総額を 13 億 4,071 万 8,000 円とするものでございます。

各議案の内容につきましては事務局長から説明させますので、よろしく御審議のほどお願いをいたします。

○議長（合川 哲夫議員） 事務局長。

○事務局長（古山 尚志君） それでは御説明させていただきます。

まず議案第 1 号、平成 28 年度西秋川衛生組合構成市町村負担金の変更についてで

ございます。

議案書の表中、変更前の負担金の合計は 9 億 3,950 万 4,000 万円で、3,590 万円を減額し、変更後の負担金の合計を 9 億 360 万 4,000 円とするものでございます。

また、構成市町村別の変更額は、あきる野市が 2,552 万 4,000 円、日の出町が 607 万 4,000 円、檜原村が 172 万 1,000 円、奥多摩町が 258 万 1,000 円をそれぞれ減額するものでございます。

この要因につきましては、議案第 2 号で御説明させていただきますが、契約額の確定に伴う契約差金及び執行見込額を確定したことによるものでございます。

恐れ入りますが、議案書の次のページの別紙をごらんいただきたいと思います。

ごみ処理に係る負担金の変更後のそれぞれの構成市町村の負担金の額及び負担割合等につきましては、表記載のとおりであります。

次のページには、負担金算出基礎が異なるし尿処理にかかわります市町村別の負担金の変更の表を添付してありますが、し尿処理に係る負担金の変更はございません。

なお、別紙の裏面には、ごみ処理及びし尿処理の負担金算出のための基礎数値及び計算式をそれぞれ記載しておりますので御参考にしていただければと思っております。

次に、議案第 2 号、平成 28 年度西秋川衛生組合会計補正予算（第 2 号）について御説明させていただきます。

まず、歳入について御説明いたします。補正予算説明書、8 ページ、9 ページをお開きいただきたいと思います。

まず、(款) 01 負担金でございますが、議案第 1 号で御説明したとおり、構成市町村の負担金を 3,590 万円減額するものでございます。

次に(款) 03 国庫支出金 487 万 9,000 円の減額は、説明欄のとおり、し尿処理に係る「循環型社会形成推進交付金」が、要望額に対し満額交付されなかったため減額補正するものでございます。

次に 10 ページ、11 ページをお開きいただきたいと思います。

歳出について御説明いたします。

まず、(款) 02 総務費、(目) 01 組合事務所費 327 万円を減額いたします。内訳は

説明欄 40 一般職人事管理経費の 0301 一般職職員手当及び 0401 東京都市町村職員共済組合負担金をそれぞれ額の確定に伴い減額するものでございます。

次に、(款) 03 廃棄物処理費、(目)01 ごみ処理施設管理費を 2,247 万 3,000 円減額いたします。内訳につきましては説明欄の 01 ごみ処理管理経費の消耗品費及び説明欄記載の業務委託料の減額は、執行見込額の確定によるもので、1392 ごみ処理施設運営・維持管理業務委託料の減額は、物価変動による増額がなかったことや、売電料金が多く見込まれることから減額するものでございます。

次に、02 公害防止対策経費の 1301 環境調査業務委託料及び 03 施設維持管理経費の 1815 資源化施設備品購入費は契約額の確定に伴い差金が生じたことによりそれぞれを減額をいたします。

次に、(目) 02 最終処分場施設管理費を 787 万 7,000 円減額いたします。内訳につきましては説明欄の 01 最終処分処理経費の 1103 燃料費及び 1106 光熱水費は執行見込み額を確定したことによるもので、02 公害防止対策経費及び 03 施設維持管理経費の説明欄記載の業務委託料は契約額の確定に伴い差金が生じたことによりそれぞれを減額したことによるものでございます。

次に、(目) 03 し尿処理施設整備費は先ほど御説明いたしましたし尿処理に係る国庫交付金の減額に伴い、補正後の財源内訳を表記載のとおり、国及び都支出金 487 万 9,000 円を減額し、一般財源を同額追加した財源振替となります。

次に、(目) 04 し尿処理施設管理費を 487 万 9,000 円減額いたします。内訳は、説明欄 01 し尿処理管理経費のうち、2501 西秋川衛生組合施設整備基金積立金の増額は、28 年度から 3 カ年で実施しております汚泥再生処理センター整備工事の経費に充当するため、積立を行うものでございます。

説明欄 03 施設維持管理経費のうち、1101 消耗品費、1106 光熱水費及び 1107 修繕料はそれぞれ執行見込額を確定し減額するもので、1316 の各槽内沈砂等清掃・搬出業務委託料及び 1317 脱水汚泥搬出処分業務委託料は、処分量が確定したことにより減額いたします。また 1331 し尿処理施設運転管理業務委託料の減額は、契約額の確定に伴い差金が生じたことによるものでございます。

次に 12 ページ、13 ページをお開きください。

(款) 04 公債費、(目) 02 利子 228 万円の減額は、借入利率の確定によるもので

ございます。

以上、議案第 1 号及び議案第 2 号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（合川 哲夫議員） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 討論なしと認めます。

本案 2 件を一括議題といたしましたが、採決については個別に行います。

これより議案第 1 号、平成 28 年度西秋川衛生組合構成市町村負担金の変更についての件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（合川 哲夫議員） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

○議長（合川 哲夫議員） 続いて、議案第 2 号、平成 28 年度西秋川衛生組合会計補正予算（第 2 号）の件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（合川 哲夫議員） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

○議長（合川 哲夫議員） 日程第 7、議案第 3 号、平成 29 年度西秋川衛生組合構成市町村負担金についての件、及び日程第 8、議案第 4 号、平成 29 年度西秋川衛生組合会計予算の 2 件を一括議題といたします。

これより提出者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（澤井 敏和君） ただいま一括上程されました議案第 3 号及び議案第 4 号について、御説明申し上げます。

議案第 3 号につきましては、平成 29 年度の西秋川衛生組合構成市町村負担金を 12 億 3,685 万 9,000 円に定めるものでございます。

次に議案第 4 号は、平成 29 年度西秋川衛生組合会計予算でございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ 24 億 8,190 万 4,000 円とするものでございます。

内容につきましては事務局長から説明させますので、よろしく御審議のほどお願いをいたします。

○議長（合川 哲夫議員） 事務局長。

○事務局長（古山 尚志君） それでは御説明いたします。

まず、議案第 3 号、平成 29 年度西秋川衛生組合構成市町村負担金についてでございます。

負担金総額は表中合計欄のとおり、12 億 3,685 万 9,000 円でございます。構成市町村別の負担金につきましては、表のとおりとなっております。

次に構成市町村の負担金の算出基礎は、次のページの議案第 3 号の別紙をごらんいただきたいと思っております。

まず、ごみ処理に係る負担金の算出基礎でございます。負担割合は、平等割 10%、人口割 30%、利用割 60%で決定しており、算出いたしますと、表中合計欄の計のとおり、ごみ処理に係る負担金は、10 億 6,422 万 3,000 円となっております。

では、次のページをごらんください。

し尿処理に係る負担金の算出基礎が整理されております。負担割合は、平等割 5%、利用割 95%で決定しており、これで算出いたしますと、表中合計欄計のとおり、し尿処理に係る負担金は、1 億 7,263 万 6,000 円となっております。

なお、ただいまのページの裏面にはそれぞれごみ処理及びし尿処理に係る負担金の算出基礎及び計算式を記載しておりますので御参考にしていただければと思っております。

次に、議案第 4 号の説明ですが、別冊の平成 29 年度西秋川衛生組合会計予算書をごらんいただきたいと思っております。

まず、予算編成に当たりましては、昨年度に引き続き、各種業務の見直し、削減など、事業全体について精査し、安全かつ安定したごみ処理及びし尿処理業務を行

うための必要最小限の経費を計上させていただきました。

また、平成 30 年度稼働に向けて、整備を行っております汚泥再生処理センターの整備状況を踏まえ、現有し尿処理施設の維持管理経費を計上いたしました。

それでは御説明いたします。初めに 1 ページをごらんください。

予算総額は第 1 条のとおり、歳入、歳出それぞれ 24 億 8,190 万 4,000 円となっております。

次に予算書 2 ページ、3 ページをごらんください。この表は歳入、歳出の（款）、（項）の総括表となります。

次に予算書 4 ページをごらんいただきたいと思います。第 2 表は債務負担行為に関する事項でございます。給与システム機器の借上げはシステムの更新によるもので、パソコン借上げはリース期間の経過したパソコンの借上料でございます。

次に第 3 表地方債でございますが、平成 29 年度は 9 億 2,210 万円を限度額とした起債を予定しております。

汚泥再生処理センター整備工事及び同工事に係ります施工監理業務委託料の一部を借り入れる予定としております。

次に歳入について御説明いたします。8 ページ、9 ページをお開きください。

（款）01 負担金でございますが、議案第 3 号で御説明したとおり、本年度 12 億 3,685 万 9,000 円を予定しており、（節）の項目は負担金算出基礎が異なることから、ごみ処理及びし尿処理に係る負担金として区分しております。

次に（款）02 使用料及び手数料、（目）01 廃棄物処理手数料 1,000 万円は、説明欄 01 廃棄物処理手数料収入で昨年から実施しております個人及び許可業者がごみを直接搬入した場合の処理手数料を搬入実績を踏まえまして計上させていただきました。

次に、（款）03 国庫支出金、（目）01 国庫補助金 2 億 6,265 万 8,000 円は、循環型社会形成推進交付金で、説明欄 04 し尿処理施設の更新に伴う汚泥再生処理センター整備工事に係る国庫交付金となっております。

次に、（款）04 財産収入、（目）01 財産貸付収入 293 万 2,000 円は、土地建物貸付収入で、説明欄 01 土地貸付収入は、あきる野市高尾地区にあります組合所有地の一部を近隣福祉施設の駐車場用地として貸し付けている収入でございます。

また、02 建物貸付収入は、し尿処理施設の建設工事に伴いまして、解体する事務所の一部を有効活用するため、有償で本工事の請負事業者に貸し付けるための収入でございます。なお、このことに関しましては、双方協議の上、決定したところでございます。

次に、(款) 05 繰越金、(目) 01 繰越金 600 万円は、説明欄 01 ごみ処理経費及び 02 し尿処理経費の前年度繰越金でございます。

次に、(款) 06 諸収入、(目) 01 雑入の 4,135 万 5,000 円の主なものは、説明欄 11 の有価物売却代で、資源物、ペットボトル及び小型家電の売却代でございます。

次に、(款) 07 組合債、(目) 01 組合債は先ほど 4 ページの第 3 表で御説明いたしましたし尿処理施設整備事業に係る起債でございます。

次に歳出について御説明させていただきます。10 ページ、11 ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、(款) 01 議会費、(目) 01 組合議会費は 90 万 3,000 円でございますが、これは議会運営のための経費で、議員報酬が主なものでございます。

では次に、(款) 02 総務費、(目) 01 組合事務所費 1 億 6,485 万 5,000 円は、総務事務経費、施設の管理経費、職員等の人事管理経費などがございます。

では主なものについて説明欄により御説明させていただきます。

まず説明欄 01 総務事務経費ですが、主に事務的経費について計上しております。

11 ページの中段の 1345 地方公会計財務書類作成支援業務委託料 162 万円でございますが、これはあきる野市に倣い、平成 28 年度決算から採用する複式簿記による財務書類作成に係る支援を受けるための経費を新規計上させていただきました。

次に、説明欄下段の 2503 西秋川衛生組合施設運営基金積立金は、ごみ処理施設の運営維持管理業務委託料に対する積立金でございます。

1 ページをめくっていただきまして、02 企画計画経費のうち、1347 一般廃棄物処理基本計画策定業務委託料の 1,700 万円は、組合及び構成市町村のごみ処理とし尿処理に係ります一般廃棄物処理基本計画を策定する経費でございます。こちらの基本計画につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づくもので、おおむね 5 年のサイクルで見直すこととなっております。

次に 03 施設管理経費のうち、1389 緑地管理業務委託料 440 万 7,000 円はごみ処

理施設整備事業に伴います周辺緑地を整備した箇所の保全、並びに組合敷地内の緑地を管理するために要する経費でございます。

次に 35 非常勤嘱託員管理経費 411 万 3,000 円は、嘱託員の人件費でございます。

次に 40 一般職人事管理経費 1 億 1,022 万 2,000 円でございますが、一般職員 11 人の給料、職員手当、各種負担金を計上しております。

次の 41 再任用職員管理経費 1,252 万 7,000 円は、再任用職員 4 人の給料、職員手当等でございます。

次の 45 地元対策経費 168 万 8,000 円のうち、説明欄 1907 自治会運営費交付金は、ごみ処理施設及び最終処分場に係ります地元自治会との協定により交付しているところでございます。

次に、1 ページをめくっていただきまして、14 ページの（款）03 廃棄物処理費でございます。

まず（目）01 ごみ処理施設管理費 5 億 6,078 万 5,000 円は、高尾清掃センター内にあるごみ処理施設の管理運営をするための経費でございます。

では説明欄をごらんください。

01 ごみ処理経費は 5 億 5,792 万 4,000 円でございます。

主なものについて御説明いたします。

1107 修繕料は、作業用重機の特定自主点検や整備に要する経費でございます。

1304 資源化処理業務委託料は、缶、ビン、紙、布類など、資源化処理をするための業務を委託する経費でございます。

1309 有価物回収業務委託料は、回収した資源物等の売却に要する業務委託料でございます。

1312 有害ごみ処分業務委託料は、乾電池、蛍光管など、有害ごみを専門業者に処分を委託するための経費でございます。

次の、1387 ごみ処理施設運営モニタリング支援業務委託料は、29 年度で 4 年目を迎えますごみ処理施設運営・維持管理業務委託事業者の運営状況等を確認するため、専門のコンサルに支援を受けるための委託料でございます。

次に、1392 ごみ処理施設運営・維持管理業務委託料は、4 億 5,854 万 7,000 円は、先ほど御説明いたしましたごみ処理施設運営事業者へ支払う 29 年度分の委託料と

なります。委託料につきましては、固定料金と変動料金で構成されており、変動料金は年間のごみ量や売電収入により変動いたすところでございます。

次に、02 公害防止対策経費 220 万 1,000 円は、熱回収施設に係る組合所掌分の環境管理の分析調査を行うための経費及び公害健康被害の補償等に関する法律に基づきまして納付する汚染負荷量賦課金でございます。

次に、03 施設維持管理経費 66 万円は、組合の直營業務である資源化处理施設の維持管理経費を計上させていただきました。

次に、(目) 02 最終処分場施設管理費 1 億 357 万円は、最終処分場を管理するための経費でございます。

では説明欄をごらんください。

01 最終処分処理経費は 4,662 万 3,000 円でございます。

主なものは 1103 燃料費は、埋め立て作業、掘り起こし作業に使用する運搬車、作業用重機の燃料費でございます。

1107 修繕料は、作業用重機の法定点検や自主点検の経費でございます。なお埋立物運搬車の修繕等の経費は、新規車両の購入に伴いまして削減しております。

1385 第 2 御前石最終処分場再生事業運營業務委託料は、埋め立て、掘り起こし、選別及び運搬業務を行うための経費でございます。

02 公害防止対策経費 1,935 万 4,000 円は、1 ページをめくっていただいた 1301 環境調査業務委託料の経費で、最終処分場から発生するガス、浸出水処理施設からの処理水及び周縁地下水の水質、掘り起こしに伴うばいじん、振動、悪臭などの環境影響調査に係る経費について計上しております。

次の 03 施設維持管理経費は 3,759 万 3,000 円でございます。

説明欄、1107 修繕料は、老朽化した水処理施設内を修繕計画に基づきまして実施するための経費を計上しており、説明欄中段の 1333 浸出水処理管理業務委託料は、処理施設の点検業務で、年 4 回行うための経費であります。

1341 遮水シート漏水検知修復システム点検整備業務委託料は、漏水検知システムの点検、整備を年 2 回行うためのものがございます。

1803 運搬車購入費は、先ほど御説明いたしました老朽化した埋立物運搬車の修繕等経費と購入する経費の費用対効果を算出し、新規購入としたものがございます。

次に、(目) 03 し尿処理施設整備費は、先ほど既に御説明してあります汚泥再生処理センター整備事業に係る経費を 12 億 2,997 万 7,000 円を計上いたしました。

説明欄、1313 汚泥再生処理センター整備工事施工監理業務委託料及び 1508 汚泥再生処理センター整備工事は、29 年度執行分の予算を計上しております。

この財源でございますが、財源内訳のとおり、国庫交付金 2 億 6,265 万 8,000 円、地方債を 9 億 2,210 万円の特定期間を充当いたします。

次に (目) 04 し尿処理施設管理費 1 億 2,995 万 6,000 円は、既存し尿処理施設に係る管理経費でございます。

説明欄 01 し尿処理管理経費は 722 万 4,000 円でございます。内訳は説明欄下段の 1367 処分業務委託料でございますが、旧施設で使用し、既に保管していた廃コンデenser 2 台を法に基づき専門施設で処理するための委託料を計上いたしました。

2501 西秋川衛生組合施設整備基金積立金は、28 年度から 3 カ年で実施しております汚泥再生処理センター整備工事の経費に充当するため、積立を行うものでございます。

1 ページをめくっていただき、19 ページ説明欄をごらんください。

02 公害防止対策経費 178 万円でございますが、し尿処理施設に係ります臭気・水質の分析調査業務委託料でございます。

03 施設維持管理経費 1 億 732 万 9,000 円は、現有し尿処理施設の維持管理に係る経費でございます。

冒頭で御説明したとおり、新施設の稼働状況を踏まえまして予算計上しております。

主なものといたしまして、1107 修繕料は、修繕計画にあわせ老朽化した設備の交換・修繕を行うための経費を計上しており、説明欄中段の 1331 し尿処理施設運転管理業務委託料は、現有し尿処理施設の運転・管理に係る業務の委託料でございます。

次の 35 非常勤嘱託員管理経費 301 万 7,000 円は、新施設の建設に携わる嘱託員の人件費でございます。

次に、40 一般職人事管理経費 940 万 4,000 円は、し尿処理に係る業務に従事する担当職員の人件費を計上しております。

次の、45 地元対策経費 120 万円は、地元町内会への環境対策費等の補助金を計上

いたしました。

次に、(款) 04 公債費でございます。

まず、(目) 01 元金の説明欄、01 借入金元金償還経費 2 億 6,246 万 5,000 円は、最終処分場第 3 期遮水シート工事及びごみ処理施設整備事業に係る政府債及び東京都区市町村振興基金の借りに伴う元金償還経費でございます。

本年度につきましては、26 年 5 月にごみ処理施設整備事業に係る経費として借りに入れた 25 億 8,780 万円の償還が始まることから、前年度に比較いたしますと予算書のとおり、2 億 797 万 3,000 円の増額となっております。

次の、(目) 02 利子の説明欄、01 借入金利子償還経費 2,439 万 3,000 円は、既に借りに入れている分と 28 年 3 月に借りに入れた利子償還経費でございます。

最後に(款) 05 予備費は、ごみ処理施設とし尿処理施設の緊急時に備えまして昨年と同額の 500 万円を計上させていただきました。

なお、20 ページから 27 ページに給与費明細書、28 ページ、29 ページは債務負担行為に関する調書、30 ページ、31 ページは地方債に関する調書となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(合川 哲夫議員) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。山根議員。

○2 番(山根トミ江議員) 一つだけお伺いします。

17 ページですね。し尿処理施設整備事業経費 12 億あります。金額的なことではないんですけれども、28 年度から着工して 30 年度稼働をめどにということですね、いよいよ工事が始まっているということなんですけれども、やはりこれだけの大きな工事です、工事車両、大型な資材を搬入するとか、いろんな車両が入ってくるというふうに思うんですけど、何台ぐらい入ってくるのかな、入ってきているのかなということと、近隣住民とのこの安全面などの話し合い、どんなふうに行われているのかなというその辺のところを最初にお聞かせください。

○議長(合川 哲夫議員) 事務局長。

○事務局長(古山 尚志君) ただいまの御質問でございます。まず汚泥再生処理センターの整備工事に当たりましては、昨年の 12 月に地域住民の皆さんを対象に工

事説明会を実施いたしました。

内容につきましては、工事の工程、作業時間、工事用車両の搬出搬入の経路、安全対策、そして最後に施工方法について御説明させていただきました。

この説明内容につきましては、地元町内会でございます小川東町内会の回覧においても同様な御報告をさせていただいています。

また、近隣の小学校へも同様の御説明をしており、工事に対する一定の御理解をいただけたと思っているところでございます。

では御質問の工事車両の搬出搬入の台数でございます。まず工事期間が平成 31 年の 3 月までと長期となっております。その間、資材等の運搬する車両を含めると、約 3 年間の平均いたしますと 1 日当たり約 5 台前後の車両の出入りになるとの報告を請負事業者から受けております。

また、その中でも台数が多くなりますのが、建物の躯体工事におきまして、ミキサー車がかなりの台数が集中してしまいます。まずその台数でございますが、約コンクリートの打設状況にもよりますけども、延べ日数で約 6 日から 7 日間要します。その間、1 日当たりのミキサー車の台数でございますが、約 50 台から 100 台ぐらいにのぼるミキサー車が集中してそのコンクリートの打設期間に入ってまいります。

また、そのほかには現有施設の解体工事期間は、増加すると見込んでおります。

最後に大型車両の通行に当たりましては、当然のことながら、混雑時期を避けること。また台数が多くなったときには交通誘導員の配置を強化するというような対策を請負事業者は計画しております。

組合といたしましても工事の安全を期すために、請負事業者に対し、安全対策について厳しく指導をしていく考えでおります。また、台数がふえる時期には、近隣の住民の皆様には回覧等で御周知申し上げる考えでおります。以上でございます。

○議長（合川 哲夫議員） 山根議員。

○2 番（山根トミ江議員） 今のお話を聞いただけでもかなりのね、台数、しかも大型車が入ってくるということがわかりました。

それで、御承知のようにあの地域は、新しい住宅が、何年か前にかなり建ちまして、見たところ 小さいお子さんも結構いると思われれます。また、屋城小学校が近いので登下校の時間帯は、やはり心配されます。

そのところについては住民説明会や協定とかで、その時間帯はできるだけそういう大型車は入れないなどの、約束はしているんですか。

○議長（合川 哲夫議員） 事務局長。

○事務局長（古山 尚志君） 工事に関しましては、協定等結んでおりません。ただ先ほどお話しした住民説明会において、やはり今議員さんがおっしゃった、御質問等が出ました。その中で私どもの回答は、交通誘導員の配置を強化するというようなことと、通学時の時間帯を避けるような形で作業車を搬入するようなことを努力したいというような説明をしているところでございます。

○議長（合川 哲夫議員） 山根議員。

○2番（山根トミ江議員） 最後に意見でいいんですけども、こういう大型の工事とかやるときには大体大手の事業者と契約するので、今の回答のような誘導員や、ガードマンさんを置くというのは当然な話ですよ。

なので、強く再度くれぐれも事故が起きないようにその辺のところは細かく今後もやっていただきたいということを要望しておきます。以上です。

○議長（合川 哲夫議員） ほかに質問ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 質問なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

討論はございますか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 討論なしと認めます。

本件、2件を一括議題といたしましたが、採決については個別に行います。

これより議案第3号、平成29年度西秋川衛生組合構成市町村負担金についての件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（合川 哲夫議員） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○議長（合川 哲夫議員） 続いて議案第 4 号、平成 29 年度西秋川衛生組合会計予算の件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（合川 哲夫議員） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

○議長（合川 哲夫議員） 以上をもちまして平成 29 年第 1 回西秋川衛生組合議会定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて平成 29 年第 1 回西秋川衛生組合議会定例会を閉会いたします。

午後 2 時 4 4 分 閉議・閉会

————— ◇ —————

地方自治法第 124 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

西秋川衛生組合議会議長 合 川 哲 夫

西秋川衛生組合議会議員 清 水 浩

西秋川衛生組合議会議員 中 村 賢 次